

入間市建設工事競争入札参加資格者の格付に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市建設工事等の競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第191号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、建設工事の競争入札参加資格者の格付（以下「格付」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(格付の方法)

第2条 格付は、客観的事項と主観的事項をもって、次の算式により数値化した格付点数を別表第1の区分に従い行うものとする。

客観的事項の数値＋主観的事項の数値＝格付点数

(1) 客観的事項

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果通知書に記載された業種ごとの総合評点（規程第8条に定める項目のうち経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、同告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点）とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「官公需適格組合」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（規程第6条第2項表中官公需適格組合が申請する場合の書類欄の「組合員」をいい、当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

- (ア) 工事の種類別年間平均完成工事高
- (イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高
- (ウ) 自己資本の額
- (エ) 利益額
- (オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。

(2) 主観的事項

規程第4条に規定する資格審査を実施する年の1月1日を起算日とした過去2箇年における市発注の請負工事に関する完成検査時の評点の平均点（工事成績）及び地域貢献に関し、別表第2の区分に従い算出された合計の数値とする。

(3) 前号ウにおいて、本体工事に附帯した工事は件数に加えないものとする。

2 前項において、主観的事項の数値の加算は、入間市内に建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所を有する者について行うものとする。

（資格審査会）

第3条 前条の格付を適正に行うため、入間市建設工事等請負指名業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。

2 資格審査会は、会長、副会長及び入間市工事請負業者等指名委員会委員をもって組織する。

3 会長は副市長、副会長は総務部長をもってこれに充てる。

附 則

この要領は、平成7年1月1日から施行し、平成7年度の資格審査及び格付から適用する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

格付級数及び格付点数

	土木工事	建築工事	舗装工事	電気工事	管工事	その他 工事
A 級	750 点以上	750 点以上	750 点以上	750 点以上	750 点以上	750 点以上
B 級	650 点以上	650 点以上	650 点以上	650 点以上	650 点以上	650 点以上
	750 点未満	750 点未満	750 点未満	750 点未満	750 点未満	750 点未満
C 級	550 点以上	550 点以上	550 点以上	550 点以上	550 点以上	550 点以上
	650 点未満	650 点未満	650 点未満	650 点未満	650 点未満	650 点未満
D 級	550 点未満	550 点未満	550 点未満	550 点未満	550 点未満	550 点未満

別表第2（第2条関係）

ア 工事成績

過去2箇年の工事完成 検査時の評点の平均点	数 値
86 点以上	50
83 点以上 86 点未満	40
80 点以上 83 点未満	30
77 点以上 80 点未満	20
74 点以上 77 点未満	10

イ 地域貢献

入間市災害対策協会加入の有無	評 点
あり	15
なし	0

入間市管工事協同組合加入の有無	評 点
あり	15
なし	0

※入間市災害対策協会と入間市管工事協同組合に重複して加入している場合は、評点を15点とする。